

令和3年6月 農業委員会総会

令和3年6月9日（水）

中央庁舎3階会議室

午後3時00分から午後4時30分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	5番	木我恭子
2番	石渡潤一	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一

<農地利用最適化推進委員>

高崎 孝
斉藤 孝壹
小坂 和男

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題 第1号議案 農地法第5条許可申請について（1件）

第2号議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任について

5. 専決処理報告

（1）農地法第5条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和3年6月9日（水）

岩井事務局長 ただいまから令和3年6月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日もお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。新型コロナウイルスに関しては高齢者へのワクチン接種が全国的に続々と始まっております。今後は徐々に若い方への接種も始まり、年内に全ての方への接種ができれば理想ではないかと思っております。本日もよろしく申し上げます。

岩井事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思っておりますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2番 石渡 潤一委員、3番 石橋 義弘委員を指名します。また、書記に事務局の鶴澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案2件ですので、よろしく申し上げます。

相京議長 それでは、第1号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第1号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は、佐倉市に住所を有する法人、譲渡人は、佐倉市在住者です。申請地は、本佐倉の農地1筆で、地目は畑、面積は1,162㎡です。申請理由は、駐車場です。権利の種類は、賃借権です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の団地の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。位置につきましては、2ページの位置図と3ページの公図を参考にいただければと思います。事業計画につきましては、5、

相 京 議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので、入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 ○○○○○○○○○○○○○○○○様から農地法5条転用許可申請の委任を受けました司法書士の○○と申します。本日はよろしく申し上げます。

申 請 人 今回申請を出させていただきました○○○○○○○○○○○○○○○ 総務部の○○と申します。よろしく申し上げます。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 人 私どもの事務所は酒々井町本佐倉にありまして、現在敷地内に約220台程の駐車場がありますが、通勤車両と会社の業務用車両ではほぼ埋まり慢性的に駐車場が不足しております。特に最近はコロナ禍のもとで公共交通機関を使わない自動車通勤を会社で推奨しているような事情もあり、これまで以上に駐車場が埋まっている状態です。これまではお客様駐車場を30台程確保しておりましたが、現状はそちらを従業員駐車場としているため、お客様が来庁したり業者さんが会議のために来庁しても駐車する場所がないということが生じています。また、会議はどうしても駐車台数が減った夕方5時か6時頃以降に開催せざるを得ない状況です。このような事情もあり近くで駐車場にできるような場所を探したところ、今回の場所が事務所の隣地で適しているという判断に至り、申請に至りました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、第1号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に、第2号議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩 井 事 務 局 長 第2号議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任について、説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。当町の農地利用最適化推進委員の定数は、町条例により6名となっており、令和2年7月22日付けで農地利用最適化推進委員6名を設置しましたが、そのうち1名が欠員となったため、農業委員会として選任し委嘱することとなりました。資料に掲載している方につきましては、先の募集の結果、農家組合長等から推薦のあった方になります。詳細につきましては、8ページをご覧くださいと思います。これは、推薦及び応募状況の最終として町ホームページに掲載させていただいているものであり、募集人員1名に対し1名の推薦がありました。担当地区は下台・酒々井・上本佐倉・本佐倉地区となります。名前は小島儀彦さんで、本佐倉区長から推薦された方となります。職業は会社員、年齢は54歳、性別は男性で、経歴及び農業経営の状況については令和3年1月から認定農業者となり、水稻2ha弱を耕作しているとのことです。選任に当たっては、9ページの農業委員会等に関する法律（農地利用最適化推進委員の委嘱関係抜粋）をご覧くださいと思います。17条1項では農業委員会は

農地の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない、18条4項では破産手続きの決定を受けて復権を得ていない者等は農地利用最適化推進委員になることができない、18条5項では、農地利用最適化推進委員は委員と兼ねることができない、19条3項では推薦及び募集の結果を尊重しなければならない旨がそれぞれ規定されています。ご推薦いただきました1名の候補者につきましては、調査の結果農地利用最適化推進委員になれる要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。以上踏まえまして選任いただければと思います。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第2号議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任について、選任することに賛成の方は挙手願います。

岩 井 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任については、選任することに決定します。

岩 井 事 務 局 長 ここで、次第にはございませんが、選任されました小島推進委員においていただいておりますので、委嘱状の交付を行いたいと思います。

(小島推進委員入室)

岩 井 事 務 局 長 それでは、会長より委嘱状の交付をお願いいたします。

相 京 議 長 ただ今、本佐倉区長から推薦のありました農地利用最適化推進委員候補者について審議したところ、満場一致で小島儀彦さんが農地利用最適化推進委員

に選任されましたので、よろしくお願ひいたします。それでは委嘱状の交付をさせていただきます。

(委嘱状交付)

岩井事務局長 それでは、ここで選任されました小島推進委員よりごあいさつをいただきたいと思います。

小島推進委員 本佐倉根古谷地区の小島儀彦と申します。水稻を2ha程耕作しております。よろしくお願ひします。

相京議長 次に専決処理報告に移ります。農地法5条の届出について、事務局より報告願ひます。

岩井事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出(市街化区域)について説明させていただきます。資料は10ページからです。譲受人は成田市に住所を有する法人、譲渡人は中川在住者です。届出地は、中川の農地1筆で、地目は田、面積は800㎡です。届出理由は住宅建設、権利の種類は所有権移転です。位置につきましては、11ページの位置図及び12ページの公図を参考にさせていただければと思います。備考ですが、令和3年5月12日付け、酒農委第5号の3で受理証明を出させていただいております。

相京議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願ひします。

(質問・意見等なし)

相京議長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくお願ひします。

相京議長 次に、その他の(1)令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局より報告をお願ひします。

(事務局説明)

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問がございましたらお願いいたします。

(質 疑)

相 京 議 長 他にないようでしたら、次に、(2) 農地のあっせん依頼について事務局より報告をお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問がございましたらお願いいたします。

(質 疑)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

岩 井 事 務 局 長 6日の火曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、6日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、6日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

岩 井 事 務 局 長 それでは、これで6月の総会を閉会いたします。